

「高圧ガス保安法」関係について

○高圧ガス保安法の内容や法令につきましては、下記の経済産業省（高圧ガス保安室）のホームページをご覧ください。

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/hourei/index.html#A03

○高圧ガス保安法に基づく、各種申請や届出の窓口は、事業所の所在する市町村を管轄する各総合振興局及び振興局産業振興部商工労働観光課です。小樽市内の事業所は後志総合振興局小樽商工労働事務所となります。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/gvosei/shicho/index.htm>

なお、札幌市内の事業所は札幌市消防局予防部査察規制課が窓口です。

<http://www.city.sapporo.jp/shobo/yoshiki/top.html>

○高圧ガス製造保安責任者・販売主任者の免状交付の詳細につきましては、高圧ガス保安協会のホームページをご覧ください。

http://www.khk.or.jp/activities/regalexamination_course/regal_examination/certificate_issue.html

○都市ガスなど、ガス事業法に関する窓口は、経済産業省北海道経済産業局又は同省北海道産業保安監督部です（どちらも代表電話番号は011-709-2311です）。

経済産業局はこちらから

http://www.hkd.meti.go.jp/information/sigen_energy/index.htm

産業保安監督部はこちらから

<http://www.safety-hokkaido.meti.go.jp/>